

千葉県耕作放棄地対策協議会 平成29年度第2回通常総会

日 時：平成30年3月23日（金）

午後2時10分から

場 所：千葉県教育会館 304会議室

千葉県耕作放棄地対策協議会

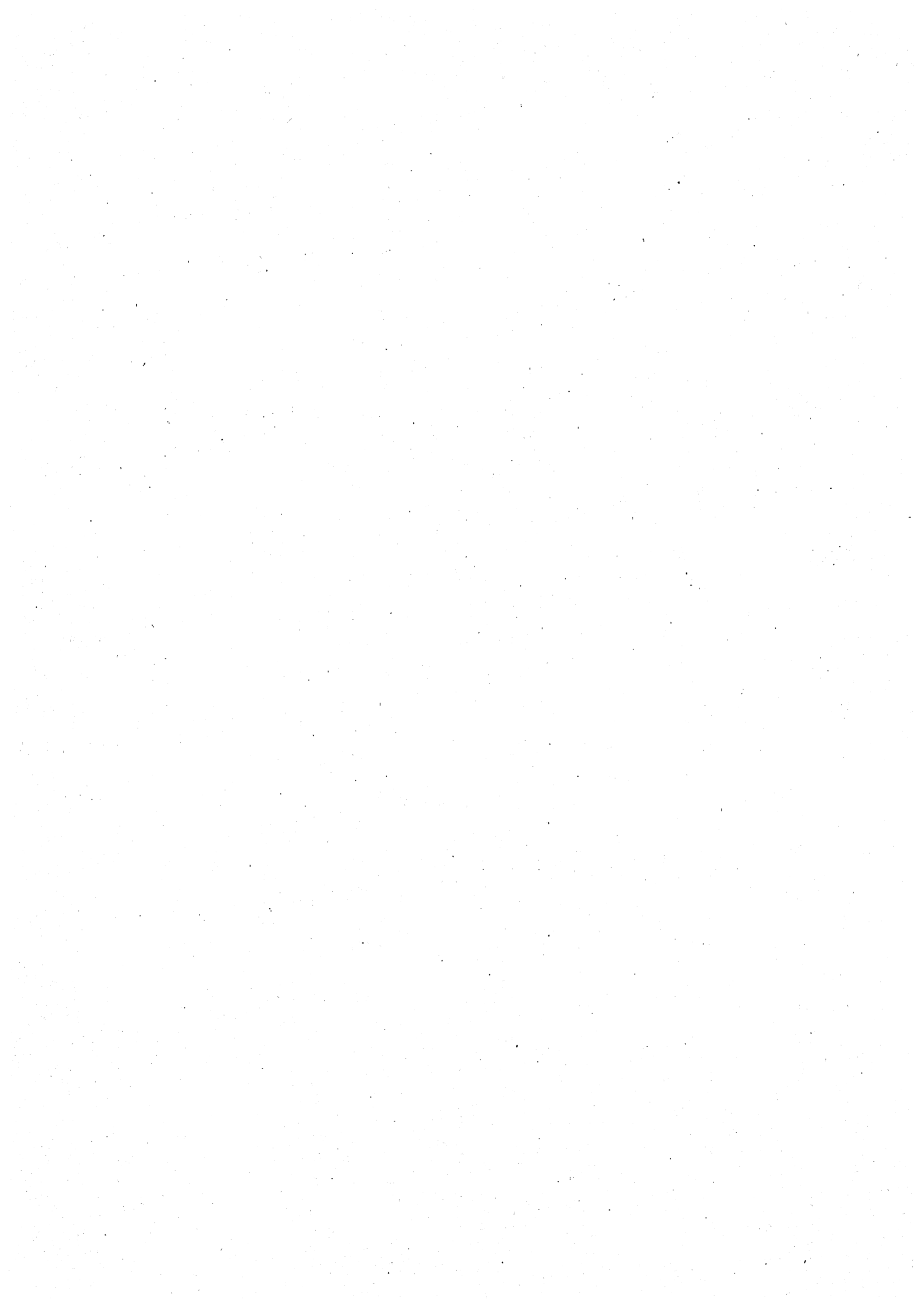
平成29年度第2回通常総会出席者名簿

区分	氏名	所属する組織名及び職名	備考
会長	越川 浩樹	千葉県農林水産部農地・農村振興課長	
副会長	山本 泰三	一般社団法人千葉県農業会議事務局長	
監事	今田 光則	千葉県農業協同組合中央会 農業・地域振興部長	
"	河野 貞雄	千葉県土地改良事業団体連合会 管理指導部長	
会員	中野 裕三郎	公益社団法人千葉県園芸協会専務理事	
幹事長	桑原 孝二	千葉県農林水産部農地・農村振興課 副技監兼農地集積推進室長	
事務局員	久保田 園子	千葉県農林水産部農地・農村振興課 副主幹	
事務局員	皆川 裕	千葉県農林水産部農地・農村振興課 副主査	

千葉県耕作放棄地対策協議会 構成員名簿

平成29年6月16日現在

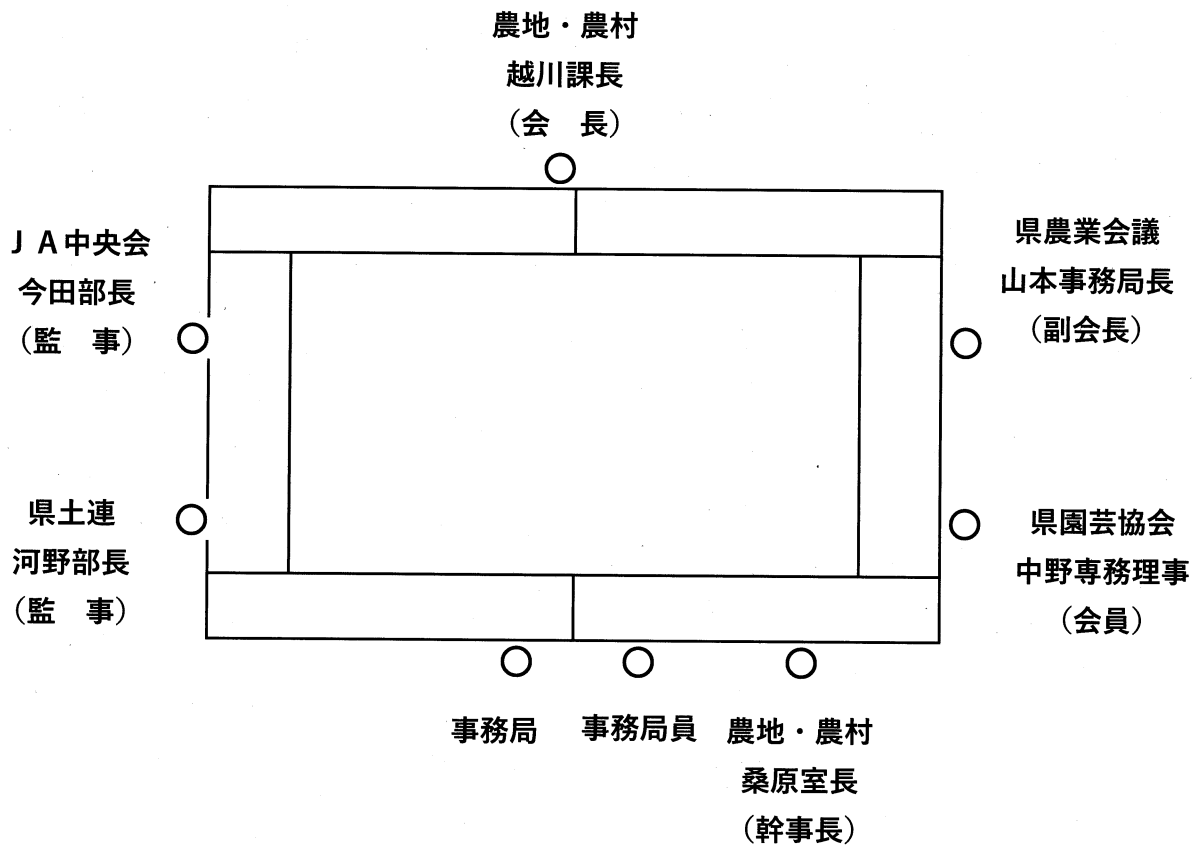
区分	氏名	所属する組織名及び職名	備考
会長	越川 浩樹	千葉県農林水産部農地・農村振興課長	
副会長	山本 泰三	一般社団法人千葉県農業会議事務局長	
監事	今田 光則	千葉県農業協同組合中央会 農業・地域振興部長	
〃	河野 貞雄	千葉県土地改良事業団体連合会 管理指導部長	
会員	中野 裕三郎	公益社団法人千葉県園芸協会専務理事	



千葉県耕作放棄地対策協議会平成29年度第2回通常総会 座席表

期日:平成30年3月23日(金) 午後2時10分～

場所:千葉県教育会館 304会議室



入口

千葉県耕作放棄地対策協議会平成29年度第2回通常総会次第

1 開 会

2 あいさつ

3 議長選出

4 議事録署名人及び書記の指名

5 議 事

議決事項

第1号議案 平成29年度事業実績見込み(案)及び収支決算見込み(案)
について

第2号議案 平成30年度事業計画(案)及び収支予算(案)について

6 その他

7 閉 会

第1号議案 平成29年度事業実績見込み(案)及び収支決算見込み(案)について

1 平成29年度事業実績見込み(案)

(1) 事業実績

平成28年の荒廃農地の発生・解消状況に関する調査によると、本県の耕作放棄地は833ヘクタール解消され、前年より1,759ヘクタール、率にして約13パーセント減少し、11,733ヘクタールとなった。

耕作放棄地の発生は、雑草の繁茂による害虫の発生や有害鳥獣の棲みかになるばかりでなく、食料自給率の向上の阻害要因となっていることから、その解消と発生抑制は極めて重要な課題となっている。

そこで、本協議会は、県・市町村耕作放棄地対策協議会ほか関係団体の協力を得ながら、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金(国交付金)、千葉県耕作放棄地再生推進事業交付金(県単)を有効活用して耕作放棄地の再生を進め、平成29年度は市原市ほか8市町で約5.4ヘクタールが解消された。

また地域協議会未設置市町村に対して設立支援を行った結果、平成29年9月1日付けで神崎町農業再生協議会が地域耕作放棄地対策協議会として承認された。

(2) 活動実績(案)

ア 地域協議会未設置市町村の設立支援

内 容	時 期	対象地域協議会等	備 考
地域協議会設立に向けた支援	通 年	7市町村 (H29.4.1現在で未設置市町村)	H29.4.1時点で、習志野市、市川市、船橋市、松戸市、流山市、鎌ヶ谷市、神崎町が未設置 神崎町農業再生協議会について、地域耕作放棄地対策協議会として設立承認(H29年9月1日に承認) (H29年度末で47協議会が設置済)

イ 地域協議会等への指導・助言

内 容	時 期	対象協議会等	備 考
①地域協議会への指導 ②関係機関・団体への指導	通 年	47協議会 53市町村 53農業委員会	制度周知、交付金活用推進及び地域協議会による解消に向けた取組への指導・助言

ウ 制度・施策等の啓発・普及

内 容	啓発対象	提供方法	備 考
①リーフレットの作成 や市町村広報紙を活用し、 制度・施策等の啓発	①県民・ 市町村民	①印刷物、電子フ ァイル、県ホーム ページ	①県民だより12月号 市町村広報8月号 千葉の園芸11月号
②関係機関等への説明	②農業委員 会担当者	②耕作放棄地対 策マニュアル研 修会での説明及 び資料配布	②平成29年7月19日～ 8月9日 参加者延べ73名
③農業者への周知	③農業委員 会、農地利 用最適化推 進員	③耕作放棄地関 連施策について の説明及び資料 配布	③平成29年4月17日～ 平成30年1月24日 参加者延べ495名

エ 総会等の開催

内 容	時 期	概 要
内部監査	平成29年 5月22日	平成28年度下半期の業務執行状況及び 資金管理状況の監査
監査	平成29年 5月25日	平成28年度事業実績及び収支決算に係る 会計監査
第1回幹事会	平成29年 5月30日	平成29年度第1回通常総会に付議すべき事項
第1回通常総会	平成29年 6月12日	平成28年度事業実績及び収支決算 平成29年度補正収支予算 規約等の一部改正
内部監査	平成29年 12月26日	平成29年度上半期の業務執行状況及び 資金管理状況の監査
第2回幹事会	平成30年 3月14日	平成29年度第2回通常総会に付議すべき事項
第2回通常総会	平成30年 3月23日	平成29年度事業実績見込み(案)及び収支決算見込 み(案) 平成30年度事業計画(案)及び収支予算(案)

2 平成29年度 収支決算見込み【案】

1 期間:平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

2 会計別収支

(1)耕作放棄地再生利用交付金基金会計

単位:円

科目	本年度予算額 (A)	本年度決算見込額 (B)	差引(A-B)	備考
収入の部				
1 国庫交付金積立資金	58,396,656	58,396,656	0	前年度繰越額
2 県補助金	24,500,000	2,015,000	22,485,000	県補助金
3 雑収入	0	0	0	
収入計	82,896,656	60,411,656	22,485,000	
支出の部				
1 地域協議会交付金[国基金]	56,896,656	8,309,479	48,587,177	地域協 国交付金
2 地域協議会交付金[県]	24,500,000	2,015,000	22,485,000	地域協 県補助金
3 再生利用活動附帯事業	1,500,000	107,749	1,392,251	地域+県
4 国交付金返納支出金	0	0	0	農政局返還
5 国交付金積立資金	0	49,979,428	▲ 49,979,428	次期繰越
6 県返納金	0	0	0	地域協議会 返納
7 県返納金(繰越)	0	0	0	地域協議会 返納[県費]
支出計	82,896,656	60,411,656	22,485,000	

(2)被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業交付金会計

単位:円

科目	本年度予算額 (A)	本年度決算見込額 (B)	差引(A-B)	備考
収入の部				
1 国庫交付金	0	0	0	
2 雑収入	0	0	0	
収入計	0	0	0	
支出の部				
1 地域協議会交付金	0	0	0	
2 地域協議会推進事業	0	0	0	
3 県協議会推進事業	0	0	0	
4 国交付金返納	0	0	0	
支出計	0	0	0	

平成29年度 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金 実施一覧

No.	地域	地域協議会	取組主体	再生面積(a)	国交付金(円)	県交付金(円)	対象作物名	備考
1	千葉	市原市	法人	105	525,000	262,500	牧草	中間管理事業により権利設定
2	印旛	佐倉市	法人	132	4,024,250	660,000	とうもろこし、牧草	中間管理事業により権利設定
3		八街市	法人	32	160,000	80,000	飼料用とうもろこし	
4		印西市	個人	27	202,500	67,500	飼料用米	
5		印西市	個人	97	727,500	242,500	飼料用米	
6	香取	香取市	個人	37	1,000,000	185,000	WCS用稲	
7		東庄町	法人	-	127,500	-	ダイコン	今年度は営農定着のみ(昨年度再生した農地で実施)
8	海匝	旭市	個人	14	544,482	70,000	落花生・サツマイモ	
9		旭市	個人	79	893,247	395,000	WCS	
10	長生	長南町	個人	21	105,000	52,500	飼料用米	
合計				544	8,309,479	2,015,000	田261a 畑283a	

第2号議案 平成30年度事業計画（案）及び収支予算（案）について

1 平成30年度事業計画（案）

(1) 事業計画（案）

本県の耕作放棄地は、平成28年の荒廃農地の発生・解消状況に関する調査によると、本県の耕作放棄地は833ヘクタール解消され、前年より1,759ヘクタール、率にして約13パーセント減少し、11,733ヘクタールとなった。

本年度は減少したものの、依然、本県における耕作放棄地面積は多い。耕作放棄地の発生は、雑草の繁茂による害虫の発生や有害鳥獣の棲みかになるばかりでなく、食料自給率の向上の阻害要因となっていることから、その解消と発生抑制は極めて重要な課題となっている。

そこで、本協議会は、県・市町村耕作放棄地対策協議会ほか関係団体の協力を得ながら、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金（国交付金）、千葉県耕作放棄地再生推進事業交付金（県単）を有効活用して耕作放棄地の再生を進めていく。併せて、農地の条件整備を行いながら利用集積を進めることで耕作放棄地の発生抑制に努める。

また、農地利用最適化推進委員の現場活動の活性化により、地域単位の耕作放棄地対策の推進を図る。

(2) 活動計画（案）

ア 地域協議会未設置市町村の設立支援

内 容	時 期	対象地域協議会等	備 考
地域協議会設立に向けた支援	通 年	6市町村 (H30.4.1現在で未設置市町村)	習志野市、市川市、船橋市、松戸市、流山市、鎌ヶ谷市が未設置

イ 地域協議会等への指導・助言

内 容	時 期	対象協議会等	備 考
地域協議会への指導 関係機関・団体への指導	通 年	47協議会 53市町村 53農業委員会	交付金活用推進、地域協議会による解消に向けた取組への指導・助言 協議会解散に向けた手続きの指導・助言

ウ 制度・施策等の啓発・普及

内 容	配布先	提供方法	備 考
①リーフレットの作成、制度・施策等の啓発	①県民・市町村民	①印刷物、電子ファイル、県ホームページ	①農家等への個別啓発リーフレット
②関係機関等への説明	②関係機関担当者	②耕作放棄地関連施策の説明及び資料配布	②JA、市町村、市町村農業委員会等

エ 農地利用最適化推進委員による農地等の利用最適化活動の推進

内 容
地域を代表する農業委員・農地利用最適化推進員に対し、耕作放棄地問題を啓発するため、研修会を実施する

オ 総会等の開催

内 容	時 期	概 要
内部監査	平成30年 5月上旬	平成29年度下半期の業務執行状況及び資金管理状況の監査
監査	平成30年 5月上旬	平成29年度事業実績及び収支決算に係る会計監査
第1回幹事会	平成30年 5月中旬	平成30年度第1回通常総会に付議すべき事項
第1回通常総会	平成30年 5月下旬	平成29年度事業実績及び収支決算（案） 平成30年度補正収支予算（案）
内部監査	平成30年 10月下旬	平成30年度上半期の業務執行状況及び資金管理状況の監査
第2回幹事会	平成31年 5月中旬	平成30年度第2回通常総会に付議すべき事項
第2回通常総会	平成31年 5月下旬	平成30年度事業実績（案）及び収支決算（案）

2 平成30年度 収支予算【案】

1 期間:平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

2 会計別収支

(1)耕作放棄地再生利用交付金基金会計

単位:円

科目	本年度予算額 (A)	前年度 予算額(B)	差引(A-B)	備考
収入の部				
1 国庫交付金積立資金	49,979,428	58,396,656	▲ 8,417,228	前年度繰越額
2 県補助金	24,500,000	24,500,000	0	県補助金
3 雑収入	0	0	0	
収入計	74,479,428	82,896,656	▲ 8,417,228	
支出の部				
1 地域協議会交付金[国基金]	45,279,428	56,896,656	▲ 11,617,228	地域協 国交付金
2 地域協議会交付金[県]	24,500,000	24,500,000	0	地域協 県補助金
3 再生利用活動附帯事業	4,700,000	1,500,000	3,200,000	地域+県
4 国交付金返納支出金	0	0	0	農政局返還
5 国交付金積立資金	0	0	0	次期繰越
6 県返納金	0	0	0	地域協議会 返納
7 県返納金(繰越)	0	0	0	地域協議会 返納[県費]
支出計	74,479,428	82,896,656	▲ 8,417,228	

(2)被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業交付金会計

単位:円

科目	本年度予算額 (A)	前年度 予算額(B)	差引(A-B)	備考
収入の部				
1 国庫交付金	0	0	0	
2 雑収入	0	0	0	
収入計	0	0	0	
支出の部				
1 地域協議会交付金	0	0	0	
2 地域協議会推進事業	0	0	0	
3 県協議会推進事業	0	0	0	
4 国交付金返納	0	0	0	
支出計	0	0	0	

平成30年度 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金 実施一覧

No.	地域	地域協議会	取組主体	再生面積 (a)	国交付金 (円)	県交付金 (円)	対象作物名	備考
1	千葉	市原市	法人	98	752,500	245,000	牧草	中間管理事業により権利設定
2		市原市	未定	1,000	6,250,000	2,500,000	飼料用米 露地野菜	
3	印旛	佐倉市	法人	132	4,042,480	660,000	デントコーン	中間管理事業により権利設定
4		八街市	個人	199	1,492,500	497,500	大和芋	
5		八街市	個人	1,000	5,000,000	2,500,000	そば	
6		八街市	個人	111	832,500	277,500	未定	
7		八街市	個人	103	515,000	257,500	未定	
8	香取	香取市	法人	100	2,000,000	500,000	飼料用米	
9		東庄町	法人	72	800,000	400,000	キャベツ、ダイコン	
10		東庄町	個人	37	600,000	300,000	千両	
11		東庄町	法人	24	350,000	175,000	キャベツ、ダイコン	
12		東庄町	個人	50	1,250,000	625,000	飼料用米	
13	海匝	旭市	個人	-	370,000	-	WCS	前年度、再生を行った農地の湧水処理(施設等保管整備)のため、再生面積無し
14		旭市	個人	11	4,300,000	55,000	キュウリ・トマト	
15	君津	袖ヶ浦市	個人	20	100,000	50,000	飼料用米	
	合計			2,957	28,654,980	9,042,500	田1170a 畑1787a	

その他

○平成28年 農地の利用状況調査結果について

平成29年8月2日に農林水産省から平成28年の遊休農地面積が公表され、千葉県は前年から4,478ha減少し、全国ワースト1位から5位となりました。

調査年	遊休農地面積(ha)			
	第1号	第2号	合計	全国順位
H27	9,689	509	10,198	1位
H28	5,591	130	5,720	5位
増△減	△4,098	△379	△4,478	

○平成28年 荒廃農地調査結果について

平成30年1月19日に農林水産省から平成28年の荒廃農地面積が公表され、千葉県は前年から1,759ha減少し、全国ワースト5位から7位となりました。

調査年	荒廃農地面積(ha)			
	A分類	B分類	合計	全国順位
H27	9,689	3,804	13,492	5位
H28	5,591	6,142	11,733	7位
増△減	△4,098	2,321	△1,759	

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

※B分類には非農地判断済みで、非農地通知を发出していない農地を含みます。

千葉県 農地の利用状況調査(農地法施行状況調査 結果)[平成28年]

No	市町村 農業委員会名	耕地面積 (ha)	農地の利用状況		
			遊休農地面積(ha)		
			第1号	第2号	合計
1	千葉市	3,670	14	0	14
2	習志野市	67	3	0	3
3	市原市	5,550	194	13	207
4	八千代市	854	89	0	89
5	市川市	535	12	0	12
6	船橋市	1,240	38	0	38
7	松戸市	742	6	0	6
8	野田市	2,650	73	0	73
9	柏市	2,580	46	0	46
10	流山市	441	4	0	4
11	我孫子市	1,240	26	17	43
12	鎌ヶ谷市	452	2	0	2
13	成田市	6,610	836	0	836
14	佐倉市	2,930	205	0	205
15	四街道市	684	57	0	57
16	八街市	3,550	146	4	150
17	印西市	4,180	224	0	224
18	白井市	1,070	74	0	74
19	富里市	2,520	32	0	32
20	酒々井町	547	45	0	45
21	栄町	1,450	24	0	24
22	香取市	11,300	503	15	518
23	神崎町	752	8	0	8
24	多古町	3,170	211	0	211
25	東庄町	1,900	150	0	150
26	銚子市	2,540	306	0	306
27	旭市	6,370	87	0	87
28	匝瑳市	5,220	145	0	145
29	菓金市	3,420	17	0	17
30	山武市	5,780	1	0	1
31	大網白里市	2,450	5	0	5
32	九十九里町	917	20	0	20
33	芝山町	1,560	143	0	143
34	横芝光町	3,260	47	8	55
35	茂原市	3,170	320	0	320
36	一宮町	603	119	0	119
37	睦沢町	811	74	0	74
38	長生村	1,240	30	0	30
39	白子町	1,290	36	0	36
40	長柄町	883	177	0	177
41	長南町	1,270	88	0	88
42	勝浦市	1,030	156	71	227
43	いすみ市	3,540	116	0	116
44	大多喜町	1,250	100	0	100
45	御宿町	256	102	0	102
46	館山市	1,790	64	0	64
47	鴨川市	2,240	93	0	93
48	南房総市	3,570	8	0	8
49	鋸南町	465	71	0	71
50	木更津市	2,540	68	0	68
51	君津市	3,240	78	0	78
52	富津市	2,340	61	0	61
53	袖ヶ浦市	2,540	36	0	36
	合計	26,800	3,591	100	3,691

注)四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

千葉県 荒廃農地の面積 調査結果 (平成28年)

市町村名	再生利用が可能な荒廃農地 A分類		再生利用が困難な荒廃農地 B分類		荒廃農地 計		平成28年度に 再生利用(6%) された農地	
	(ha)	農用地 区域内	(ha)	農用地 区域内	(ha)	農用地 区域内	(ha)	農用地 区域内
千葉市	14	7	764	158	778	164	32	14
習志野市	3	1			3	1	1	1
市原市	194	42	738	43	932	85	118	32
八千代市	89	67	13	9	102	76	17	15
市川市	12				12			
船橋市	38	28			38	28	62	25
松戸市	6				6		2	
野田市	73	6			73	6	29	10
柏市	46	17	6		52	17	15	8
流山市	4		12		16			
我孫子市	26	18	11	2	37	21	22	8
鎌ヶ谷市	2		1		3			
成田市	836	405			836	405	44	32
佐倉市	205	104	35		240	104	47	17
四街道市	57	30			57	30	3	3
八街市	146	78	31	1	177	79	65	33
印西市	224	48	45	2	270	50		
白井市	74	55	25	14	99	69	7	5
富里市	32	23	26	9	57	32	9	5
酒々井町	45	9	4		49	9	4	1
栄町	24	13			24	13	5	4
香取市	503	262			503	262	37	26
神崎町	8	4	9		18	4	1	1
多古町	211	154			211	154	14	11
東庄町	150	99			150	99	1	
銚子市	306	139			306	139	10	8
旭市	87	49	169	117	256	166	5	4
匝瑳市	145	123	116	82	261	204	14	12
東金市	17	12			17	12	9	7
山武市	1	1	6	2	7	3		
大網白里市	5	3	21	10	26	13	8	6
九十九里町	20	19	93	37	113	56		
芝山町	143	14			143	14		
横芝光町	47	36	60	30	107	66	3	3
茂原市	320	179			320	179	28	5
一宮町	119	50	40	13	159	64		
睦沢町	74		77		151			
長生村	30	18	5	2	35	20		
白子町	36	26			36	26	2	1
長柄町	177	63	208	49	385	113		
長南町	88	22			88	22	1	
勝浦市	156	113	695	377	851	490	17	13
いすみ市	116	66	302	18	418	84		
大多喜町	100	52	101	47	200	99		
御宿町	102	17	57	1	159	18		
館山市	64	36	474	36	538	72	8	6
鴨川市	93	42	797	285	890	327		
南房総市	8	8	4	1	13	8	4	4
鋸南町	71	43	334	34	406	77	31	17
木更津市	68	33	205	29	273	62	77	36
君津市	78	34	429	89	507	123	47	26
富津市	61	20			61	20		
袖ヶ浦市	36	17	228	56	264	73	33	14
合計	5,591	2,707	6,142	1,552	11,733	4,259	833	412

注) A分類: 抜根、整地、区画整理、客土等により再生することにより、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれるもの(農地法第30条第3項第1号に該当する農地)
 B分類: 農地・非農地判断基準第3の規定に照らし、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、
 又は周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することが見込まれないものに相当するもの
 端数処理のため、合計が一致しない場合があります。
 斜線: 農用地区域が設定されていません。

千葉県 荒廃農地の面積 調査結果(平成28年)
 [再生利用(解消)面積 内訳]

市町村名	ア(営農再開)		イ(基盤整備後営農再開)		ウ(保全管理)		合計=ア+イ+ウ	
	(ha)	農用地 区域内	(ha)	農用地 区域内	(ha)	農用地 区域内	(ha)	農用地 区域内
千葉市	32	14					32	14
習志野市					1	1	1	1
市原市	118	32					118	32
八千代市	3	3			13	12	17	15
市川市								
船橋市					62	25	62	25
松戸市					2		2	
野田市					29	10	29	10
柏市					15	8	15	8
流山市								
我孫子市	5	2			17	5	22	8
鎌ヶ谷市								
成田市	44	32					44	32
佐倉市	5	4			42	13	47	17
四街道市			3	3			3	3
八街市	61	30			4	3	65	33
印西市								
白井市	2	1			5	3	7	5
富里市	7	4			2	1	9	5
酒々井町	2	1			2		4	1
栄町	3	3			2	1	5	4
香取市	16	12			21	14	37	26
神崎町	1	1					1	1
多古町	6	5			8	6	14	11
東庄町							1	
銚子市	10	8					10	8
旭市					5	4	5	4
匝瑳市	14	12					14	12
東金市	2	2			7	5	9	7
山武市								
大網白里市	1	1			7	5	8	6
九十九里町								
芝山町								
横芝光町	1	1			2	2	3	3
茂原市	6	2			21	3	28	5
一宮町								
睦沢町								
長生村								
白子町					2	1	2	1
長柄町								
長南町	1						1	
勝浦市	7	6			10	7	17	13
いすみ市								
大多喜町								
御宿町								
館山市	8	6					8	6
鴨川市								
南房総市			4	4			4	4
鋸南町	31	17					31	17
木更津市	4	3			74	33	77	36
君津市	22	10			25	16	47	26
富津市								
袖ヶ浦市	33	14					33	14
合計	447	225	7	7	380	180	833	412

注) A(営農再開):実際に営農が再開されたもの。

B(基盤整備後営農再開):基盤整備事業等が開始又は完了されており、事業完了後の営農再開の予定があるもの。

C(保全管理):A又はBのいずれにも該当しない場合。(その他草刈り・耕起等)

端数処理のため、合計が一致しない場合があります。

斜線:農用地区域が設定されていません。

64 荒廃農地等利活用促進交付金

【320(231)百万円】

対策のポイント

荒廃農地等を引き受けて営農を再開する農業者や農地中間管理機構等が行う再生作業、土壌改良、営農定着、加工・販売の試行、施設等整備を総合的に支援します。

<背景/課題>

- ・我が国農業の競争力を強化し、持続可能なものとするためには、食料の安定供給にとって不可欠であり、農業生産の基盤である農地の確保及び有効利用を図っていくことが重要です。
- ・このため、農業者、農業者が組織する団体、参入企業等の担い手や農地中間管理機構等が行う荒廃農地等を再生利用する取組を支援し、荒廃農地の発生防止と解消を図ります。

政策目標

平成37年までに農用地区域において、4.5万haの荒廃農地を再生

<主な内容>

1. 荒廃農地の再生利用及び発生防止活動への支援

- (1) 1号遊休農地(荒廃農地<A分類>)※1の再生作業(雑木の除去等)、土壌改良(肥料の投入等)、営農定着(再生農地への作物の導入等)、経営展開(加工品試作及び試験販売の取組等)を支援します。
- (2) 2号遊休農地※2から1号遊休農地への悪化を防止するために必要な整地等の低コスト整備の取組を支援します。
- (3) 中山間地農業ルネッサンス事業の「地域別農業振興計画」に基づき、新規就農者等を後押しするため、再生した荒廃農地等を活用した栽培技術の指導や利用権の移転等の取組を担い手と新規就農者等が二人三脚となって行う場合には、優先枠(チャレンジ支援枠)を設けて支援します。

※1 「1号遊休農地(荒廃農地<A分類>)」とは、農地法第32条第1項第1号に規定する農地で、再生作業の実施によって耕作が可能となる荒廃農地(市町村等が実施する荒廃農地調査においてA分類に区分された農地のこと。なお、これとは別に再生利用が困難と見込まれる荒廃農地<B分類>がある。)

※2 「2号遊休農地」とは、農地法第32条第1項第2号に規定する農地で、周辺の地域における農地の利用の程度と比較して著しく劣っている農地。

2. 施設等の整備への支援

荒廃農地の再生利用・発生防止に必要な基盤整備(暗きよ、農道の整備等)や農業用機械・施設(収穫機、ビニールハウス等)、農業体験施設(市民農園等)等の整備を支援します。

3. 附帯事業への支援

都道府県・市町村が行う農地利用調整等の取組を支援します。

※ 東日本大震災復興のため耕作放棄地再生利用緊急対策交付金で措置していた「被災者支援型」については、本交付金によって引き続き支援します。

〔補助率：定額(再生作業5万円/10a等)、1/2、55%等〕
〔事業実施主体：農業者、農業者が組織する団体、農業法人等〕

【お問い合わせ先：農村振興局地域振興課 (03-6744-2665)】

荒廃農地等活用促進交付金の概要

【平成30年度予算概算要求額：320(231)百万円】

○ 農業者、農業者が組織する団体等が、**荒廃農地等を引き受けて営農を再開するために、再生作業、土壌改良、営農定着、加工、販売の試行、施設等の整備を総合的に支援**します。

【対象者】

- 「人・農地プラン」の中心経営体等に位置付けられた農業者、農業者等が組織する団体（任意組織、法人組織、参入企業等）のほか、農地中間管理機構、農業協同組合等の農業団体。
※「中心経営体等」には、「今後、地域の中心経営体となることが見込まれる」と市町村が認められた者を含む。また、東日本大震災復興のため耕作放棄地再生利用緊急対策交付金で措置していた「被災者支援型」は、本交付金によって引き継ぎ支援。

【対象農地】

- 農振農用地区域内の以下の農地を対象（農業体験施設の場合は除く）。

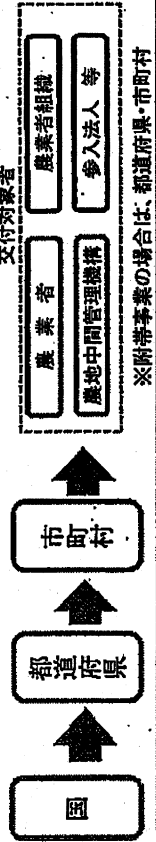
1号遊休農地（荒廃農地A分類）

農地法第32条第1項第1号に規定する農地で、再生作業の実施によって耕作が可能となる荒廃農地（市町村等が実施する荒廃農地調査においてA分類に区分された農地）。

2号遊休農地

農地法第32条第1項第2号に規定する農地で、周辺の地域における農地の利用の程度と比較して著しく劣っている農地。

【交付金の流れ】



【その他実施要件】

- 総事業費が200万円/件未満。
- 再生された農地において5年間に上耕作されること。
- 補助率：定額（1/2相当（再生利用活動5万円/10a、発生防止活動2万円/10a等））1/2、55%等（重機を用いて行う再生作業、施設等の整備）
- 事業実施期間：3年間に上限（チャレンジ支援枠の場合4年間に上限）【拡充】

【主な支援内容】

発生防止・再生利用等への支援

1号遊休農地（荒廃農地A分類）への支援

再生利用活動

- 再生作業（雑木の除去等）、土壌改良、営農定着、加工・販売の試行等の取組。

施設等の整備

- 再生農地の暗きよ・農道等の基礎整備、生産再開に必要な収獲機やハウス等の農業用機械・施設、農業体験施設の整備。

2号遊休農地への支援

発生防止活動

- 整地等の低コスト整備。

施設等の整備

- 1号遊休農地の支援と同じ。

※ 中山間地農業ルネッサンス事業の「地域別農業振興計画」に基づき、新規就農者等を後押しするため、再生した荒廃農地等に活用した栽培技術の指導や利用権の後継等の取組を担い手と新規就農者等が二人三脚となつて行う場合には、優先枠（チャレンジ支援枠）を設けて、これらが行う再生利用活動等を総合的に支援。【拡充】

・附帯事業への支援 都道府県・市町村が行う農地利用調整等の取組を支援。

連携事業

1号遊休農地

- 荒廃農地等を活用して放牧事業（※1）に取り組みむ際に、牧欄等を整備。

2号遊休農地

- 遊休農地を対象として、農地中間管理機構が果樹の改植事業（※2）を行う際に果樹棚等を整備。

※1 「肉用牛・酪農業基盤強化対策事業（放牧活用型）」（生産局所管）
※2 「果樹農業基盤形成総合対策事業」（同上）